**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市北区北二五条西二丁目一番、最後の住所札幌市北区北二五条西三丁目三番一―六〇一号　被相続人　亡　林　潔子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

事務所　札幌市中央区大通西九丁目　キタコーセンタービルディング六階　岩本・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　甲斐　寛之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県五所川原市金木町喜良市富田五番地一、最後の住所青森県弘前市大字清原四丁目一〇番地四　被相続人　亡　及川不二子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地の四三

中林裕雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　實籾　好弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都国分寺市南町三丁目二六八一番地、最後の住所埼玉県狭山市狭山台二丁目一番地二―一三―二〇四　被相続人　亡　下村　一公

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　剛毅

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県所沢市大字南永井八三六番地二、最後の住所埼玉県所沢市大字南永井八三六番地の二　被相続人　亡　渡部　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

埼玉県所沢市小手指町一―一八―四パークサイド小手指Ｂ―三〇三

相続財産管理人　近藤　宏一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都渋谷区神宮前三丁目二二一番地、最後の住所東京都渋谷区神宮前三丁目二〇番七号　被相続人　亡　古川　初榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

東京都中央区銀座三丁目一一番一八号真帆ビル五階笠井総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小笹　勝章

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市金沢区六浦一丁目一一番、最後の住所横浜市金沢区釜利谷東四丁目一二番一号金沢美浜ホーム　被相続人　亡　樺澤　衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

横浜市中区本町一丁目四番地プライムメゾン横濱日本大通三階

相続財産管理人　弁護士　菊地　哲也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重県津市東丸之内一七六番地、最後の住所三重県津市半田一〇九八番地一　被相続人　亡　川喜田英郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

三重県津市中央一番一号　三重会館五階

相続財産管理人　弁護士　村瀬　勝彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市北区衣笠馬場町三三番地の一、最後の住所京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町五二二番地一　四条烏丸クロスマーク四〇八号室　被相続人　亡　秦　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇番地　弘希ビル二階・三階

相続財産管理人　弁護士　神子　貴士

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県垂水市松原町四七番地、最後の住所大阪府豊中市緑丘五丁目九番九号　被相続人　亡　桑波田秀二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階

相続財産管理人　弁護士　外山　弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府茨木市宿川原町九三二番地九、最後の住所大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘六丁目一五―八　被相続人　亡　齋藤　寅雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍奈良県大和高田市大字池田二四四番地五、最後の住所奈良県大和高田市大字池田二四四番地　被相続人　亡　上村　茂善

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

奈良県大和高田市大字大中七一番地の四

相続財産管理人　奥　良一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍島根県那賀郡三隅町大字向野田三八〇番地、最後の住所島根県那賀郡金城町大字七条イ一〇四六番地五　被相続人　亡　田中　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

島根県浜田市朝日町一〇番地三

相続財産管理人　名古田　薫

**第６期決算公告**　平成28年４月28日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング26階
**ハーバーベスト・パートナーズ・ジャパン株式会社**
代表取締役
ジョージ・アール・アンソン

**貸借対照表の要旨**

（平成27年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 161,318,253 |
| | 固定資産 | 60,941,860 |
| | 合計 | 222,260,113 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 160,214,322 |
| | 株主資本 | 62,045,791 |
| | 資本金 | 10,000,000 |
| | 利益剰余金 | 52,045,791 |
| | その他利益剰余金 | 52,045,791 |
| | （うち当期純利益） | (43,754,171) |
| | 合計 | 222,260,113 |